

博士学位授与関係規則

○東京大学大学院学則（抄）

（博士後期課程の修了要件等）

第 6 条 博士後期課程を修了するためには、第 2 条第 5 項に定める年数（専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）第 18 条第 1 項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2 年）以上在学し、各研究科等の定めた所要科目、単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、博士の学位論文審査及び最終試験に合格しなければならない。

○東京大学学位規則（抄）

（学位の授与）

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

2 学士の学位は、本学の学部を卒業した者に授与する。

3 修士の学位、博士の学位又は専門職学位は、本学大学院の課程を修了した者に授与する。

4 博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても、論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、専攻学術に関し本学大学院の博士課程の教育課程を終えて学位を授与される者と同様に広い学識を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された場合には、授与することができる。

（審査委員会）

第 7 条 前条の規定により論文の審査を付託された教育会議は、その審査のため審査委員会を設ける。

2 審査委員会は、当該研究科又は教育部の教員 5 名以上で組織する。

3 前項の規定にかかわらず、当該教育会議が、審査のため必要があると認めるときは、当該研究科又は教育部以外の学内の教員若しくは学外の大学院又は研究所等の教員等を審査委員会の委員として加えることができる。

（課程修了の認定及び成績評価）

第 14 条 課程修了の認定は、教育会議の議を経て、研究科長又は教育部の部長が行う。

2 修士の学位論文審査及び最終試験の成績の評価は、教育会議が行う。

3 博士の学位論文審査及び最終試験の成績の評価は、東京大学学位規則第 7 条に定める審査委員会の審査に基づいて、教育会議が行う。

（研究科長又は教育部の部長の報告）

第 13 条 研究科長又は教育部の部長は、教育会議の議決を経て、学位を授与すべきか否かを決定したときは、論文とともに、論文の内容の要旨、審査の結果の要旨、試験の結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨を文書で総長に報告しなければならない。ただし、試験及び学力の確認を経ないで、学位を授与できないものと教育会議が議決したときは、試験の結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨を添付することを要しない。

（学位の授与）

第 14 条 総長は、前条の報告に基づいて、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

（学位授与の取消し）

第 17 条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、総長は、学部の教授会又は教育会議の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させる。

2 学部の教授会又は教育会議において前項の議決をするには、教授会構成員又は委員全員の 3 分の 2 以上の出席を必要とし、かつ、その出席者の 4 分の 3 以上の賛成がなければならない。第 12 条第 2 項ただし書の規定は、この場合に準用する。

3 総長は、第 1 項に基づいて修士の学位、博士の学位又は専門職学位の授与を取り消したときは、その旨を公表する。